

評価調書

総合評価方式に関する評価調書

発注機関	工事名	工事箇所	税抜予定価格(円)	入札方式	工事概要	総合評価方式を適用した理由
桜川市	(R6-R10継続事業) 桜川市新庁舎建設工事(1期工事)	桜川市羽田1023番地外	5,537,760,000	条件付き 一般競争入札	①新庁舎建設工事 ②西庁舎解体工事 ③東庁舎改修工事 ④外構工事 ⑤計変更業務	新庁舎開庁に向けた適正な工程管理や敷地内の安全管理が求められるため、設計者と施工者の実績・経験について評価の対象とするともに、施工上の課題点に対する技術提案についても評価の対象とする。

【落札者決定基準】

【令和6年12月17日】

価格以外の評価項目及び評価点											
標準点	企業の施工実績	企業の設計実績	企業の新規雇用実績	若手又は女性技術者の配置	登録基幹技能者の配置	災害時の基礎的事業継続力の認定	技術提案の評価				計
100	4.0	2.0	1.0	0.5	1.0	1.0	20.0				129.5

【価格以外の評価結果】

事前審査方式

【令和7年1月27日】

入札者	価格以外の評価項目及び評価点											発注者審査の有・無
	標準点	企業の施工実績	企業の設計実績	企業の新規雇用実績	若手又は女性技術者の配置	登録基幹技能者の配置	災害時の基礎的事業継続力の認定	技術提案の評価			計 (a)	
株木・大貫・柴・河野特定JV	100	4.0	2.0	1.0	0.0	0.0	1.0	20.000			128.000	有

【総合評価結果】

【令和7年2月10日】

入札者	入札書記載金額(円)(b)	技術評価点 (a)	評価値(a)/(b) ^{※1}	落札者	学識経験者の意見聴取		
					学識経験者氏名	評価項目及び評価基準	落札者の決定 ^{※2}
株木・大貫・柴・河野特定JV	5,537,000,000	128.000	0.023	○			
						令和6年12月12日	
						令和6年12月12日	

※1) 評価値は10のべき乗を用いて指数表記としたうえで、整数第1位から始まる仮数のみを記入すること(例:3.210×10⁻⁷ ⇒ 3.210)

※2) 小数点第3位止めの評価値で差がつかない場合は小数点第4位以下の評価値を算出する。

※3) 落札者の決定については、学識経験者が必要と認める場合に意見聴取を実施する。不要の場合は、斜線を記入すること。

※4) 公共工事入札情報サービス(PPI)にて契約結果を公開する際に、総合評価方式に関する評価調書(第12号)を添付することで、評価点を公表する。公表時は学識経験者名は非表示とする。